

いのちと健康

ニュース NO. 35

1993年 3月 1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F TEL.FAX 052-322-0406
編集発行責任者 中原 東四郎

建設一般・全日自労'93 春闘方針
すべての職場で「いのちと健康」の
とりくみを強化する方針たてよう！

全労連 '93国民春闘方針
労働時間短縮と労働基準法改正めざし
1/21~22、第8回臨時大会

長時間・過密労働のもとで、過労死を生み出す職場環境、多発する重大災害や職業病被災者の実態が深刻となっており '93春闘では、労災・職業病被災者のほりおこしと、認定・補償闘争、社会復帰対策と現役労働者の労働安全、予防対策の強化を要求して運動をすすめます。

また、すべての職場で「いのちと健康」のとりくみを強化するための方針の確立と安全衛生のとりくみを抜本的につよめます。 具体的には、

①被災者ほりおこしの全国的な紹介運動をすすめます。

また、トンネル坑夫の実態を把握し、被災者の救済、労働環境改善の運動と組織化をすすめます。

②全国でいっせいに監督署・労働基準局交渉、自治体交渉をすすめます。

③労災上積み補償3,000万円実現、健康調査、組合として安全衛生担当者の配置のとりくみ、労災裁判支援の運動をつよめます。

労働時間短縮闘争は、93春闘の大きな課題です。そのために、労働基準法改正闘争を強化します。

労基法の「改正」提案が今国会に提出されます。この改正案は、週40時間制を1994年度からと1年先送りし、変形労働制を1年間迄認めるなど許せない内容を含みます。

私たちは、週40時間制の即時実施と週休2日制の実現をすべての業種・規模の事業所にひろげること、割増率の引き上げなどの改善を要求してたたかいます。

①4月中旬~下旬の国会審議のヤマ場には、全国統一行動を配置して追及します。

②春闘期間中は個人署名と団体署名をすべての労働者・労働組合に呼びかけます。

③人間回復署名は引き続きすすめます。

(2/9 付、機関紙「じかたび」抜粋)



『快適職場指針』

この「快適職場指針」は、'92.7.1付、労働省告示59号として公表されたものです。

監督署は、「指針」に基づき、快適な職場環境の形成が適切かつ有効に実施されるように、事業者団体等にたいして普及・促進をはかるよう行政指導をしています。

労働組合としては、「指針」を活用して安全衛生委員会で職場改善を推進し、明るく健康的な安全快適職場の実現に取り組むことが必要です。

以下、具体的内容を紹介します。

1) 作業環境の維持管理

① 空気環境

屋内作業では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理されるよう必要な措置をことうずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。

また、浮遊じんや臭気等が常態的に発生している屋外作業場では、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずることが望ましい。

具体的指導として、

- ◆「浮遊粉じんや臭気等」には、ガス、蒸気、煙、ヒューム、ミストが含まれること。
- ◆「不快と感ずることのない」とは浮遊粉じん等の存在が視覚、臭覚等で意識される不快を感じない状態であり、また、換気が悪いと感じられる状態や臭気が不快と

感じられる等の状態がないことをいうこと。

- ◆「必要に応じ」とは、たばこの煙または臭いに不快を感じている労働者が居る場合をいうこと。
- ◆喫煙対策としては、喫煙室や、喫煙場所の設置、禁煙タイムの設定等があり、事業場の実態に応じた適切な対策がとられていること。
- ◆「これらの発散を抑制するために必要な措置」には、散水することが含まれること。

② 温熱条件について

屋内作業においては、作業の態様季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと。

また、屋外作業場については、夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。

温熱条件とは、労働者をとりまく空気の温度、湿度、幅射熱及び気流等の要素が総合されたものであること。

具体的指導として、

- ◆「適切な状態」とは、作業場所について暑い、寒い、蒸し暑いといった不快を感じない状態をいうこと。
- ◆ 体感温度の個人差等があるため平均的に設定された温熱条件では特定の労働者の不快感をなくすることができない場合には、局所的な冷房または暖房等によって、個人差を補うこと。
(つづきをNO. 36に掲載)

学 習

心すこやかに

組合員とともに考えるメンタルヘルス

(北医療生協「医療とくらし」転載)

最近、仕事上や職場での人間関係、また上司との関係などで悩みを訴える方が増えています。

北医療生協「北メンタル・クリニック」所長鈴木多加二先生は、「こころの健康も身体の健康と同様に、健やかな生活を築く大切な要素です。」と話されています。

睡眠〇Xクイズ

① 高齢者になってくると、若いときに比べ布団に入ってからねつくのに時間がかかる

(答えは〇です)

誰でもが高齢になるに従い足腰が衰え、体力の老化はさげられません。

それと同じように睡眠も老化するのです。

若い頃には布団には入ればすぐ眠れた、朝までぐっすり眠れたのに....。

年をとってからは段々ねつくのに時間がかかり、せっかくねむれたのに夜中に何回か目が覚めて、オシッコにいたりします。

高齢の方で「ねむれないから、しっかりねむらせてほしい」と訴えてくる方がありますが、少々ねむれないのが当たり前なのです。 ↗

②「7日間ねないでいると、精神に異常が来るか、ひどいときは死んでしまう」

(答えはXです)

もう何日もねむれてない。こんな日が続いたらどうかなってしまう。

何とか朝までぐっすりねむりたいと心配顔で訴える人がよくあります。

人間は何日間もねないでいたらどうなるのでしょうか。

精神病になってしまう。さらに死んでしまうのではないかと思ってみえる方も多いと思うのですが.....。

実際は何日かねむらないでいると、ねむくて仕方なくなりイライラして落ち着かなくなったりします。

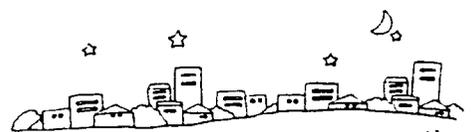
しかしぐっすり眠れば、また元通りに元気になります。

③「誰でも一晩の間に何回かの夢をみている」

(答えは〇です)

「布団には入ったら朝までぐっすり眠れて夢なんかはほとんどみない」という人から、「ねついてから夜中じゅう夢ばかりみていてねた気がしない、かえって疲れてしまう」という人まで様々な人がいますが、実際はねついてから90分後に最初の夢をみてその後、数回夢をみます。

誰もが夢をみますが、その夢を覚えていないか、いやな夢をみてははっきり憶えていないかの違いです。





お知らせ

第2期 いのちと健康大学

大変好評をうけました「いのちと健康大学」の「第2期」を次の日程で開催します。
労働組合・民主団体の組合員・会員のみなさん！ 誘いあってご聴講をお願いします。

第1回	2月23日 (火)	からだ(身体)のしくみとはたらき 山田 信也 (名古屋大学医学部教授)
第2回	3月11日 (木)	労働基準法・労働安全衛生法の職場での活用の仕方 伊藤 欽次 (愛知労働問題研究所事務局長)
第3回	3月23日 (火)	長時間労働と過労死をなくすために 佐々木 昭三 (あいち職場の健康問題研究会事務局長)
第4回	4月6日 (火)	人間らしい生活と自由時間の拡大 長谷部 美智子 (愛労連婦人協)
第5回	4月20日 (火)	夜勤・交替制労働と私たちの健康 小野 雄一郎 (名古屋大学医学部衛生学教室)
第6回	5月11日 (火)	職場の労働安全衛生活動のすすめ方 吉川 正春 (名古屋水道労働組合副委員長)
第7回	5月25日 (火)	私たちの労働・生活と成人病 内山 集二 (愛知県保険医協会)
第8回	6月8日 (火)	人間らしく働くためにー「快適職場ざして」 宮尾 克 (名古屋大学医学部公衆衛生学教室)
第9回	6月22日 (火)	私たちの権利と社会保障 加藤 孝夫 (愛知社会保障協議会事務局長)
第10回	7月6日 (火)	いのちと健康を守るとりくみの歴史と視点 山田 信也 (名古屋大学医学部教授)

- ◆時間：いづれも午後6:30より8:30まで
- ◆場所：高齢者労働会館2F会議室
(都合により変更することがあります)
- ◆定員：50名
- ◆申込み：愛知健康センターTEL 322-0406
所属と氏名を事務局へ連絡して下さい。
- ◆参加費：全日程 10,000円
(未加盟 11,000円)
選択1回 1,500円
(未加盟 1,800円)
- ※ 参加費は、当日受付でお受けします。